

登米市下水道事業経営戦略



佐沼環境浄化センター

令和5年3月改定
宮城県登米市



目次

第1章 はじめに

| | |
|-----------------|---|
| 1-1 策定の経緯 | 1 |
| 1-2 位置づけ | 1 |
| 1-3 計画期間 | 2 |

第2章 事業の概要

| | |
|----------------------------------|----|
| 2-1 事業の現況 | 3 |
| 2-2 施設概要 | 6 |
| 2-3 下水道使用料 | 9 |
| 2-4 組織 | 10 |
| 2-5 広域化・共同化・最適化の実施状況 | 10 |
| 2-6 民間活力の活用等 | 11 |
| 2-7 経営指標による現状分析 | 11 |
| 2-8 S D G s（持続可能な開発目標）への取組 | 19 |

第3章 将来の事業環境

| | |
|---------------------------|----|
| 3-1 人口の予測等 | 20 |
| 3-2 有収水量の実績と見通し | 22 |
| 3-3 下水道使用料収入の実績と見通し | 23 |
| 3-4 施設の現状と見通し | 23 |
| 3-5 組織の見通し | 24 |

第4章 課題

| | |
|---------------------------------|----|
| 4-1 人口減少の進行に対応した施設の適正配置 | 25 |
| 4-2 施設老朽化への対応 | 25 |
| 4-3 水洗化率の向上 | 25 |
| 4-4 災害への備え | 26 |
| 4-5 不明水への対策 | 26 |
| 4-6 適切な下水道使用料の設定と維持管理費の削減 | 26 |
| 4-7 技術者・技術力の確保 | 26 |
| 4-8 ゼロカーボンシティへの取組 | 27 |

第5章 経営の基本方針

| | |
|---|----|
| 5-1 経営基本方針 | 28 |
| 5-2 数値目標と取組の概要..... | 29 |
| 5-2-1 財源の確保と経費の削減..... | 29 |
| 5-2-2 適正な施設の管理及び汚水処理施設統廃合計画の策定・実施 | 31 |
| 5-2-3 広域化・共同化の推進 | 31 |
| 5-2-4 危機管理体制の強化 | 31 |
| 5-2-5 技術力の確保と官民連携の推進..... | 32 |

第6章 投資計画・財政計画

| | |
|----------------------------------|----|
| 6-1 投資計画..... | 33 |
| 6-2 財政計画（収支計画） | 34 |
| 6-2-1 財政計画（収支計画） | 34 |
| 6-2-2 財政計画（収支計画）策定にあたっての説明 | 37 |

第7章 今後検討予定の取組

| | |
|-------------------------|----|
| 7-1 投資についての検討 | 39 |
| 7-2 財源についての検討 | 39 |
| 7-3 投資以外の経費についての検討..... | 40 |

第8章 進行管理

| | |
|---------------------|----|
| 8-1 進捗管理と事後検証 | 41 |
|---------------------|----|

第9章 用語解説

| | |
|---------------|----|
| 9-1 用語解説..... | 42 |
|---------------|----|

第1章 はじめに

1-1 策定の経緯

下水道は、快適で衛生的な生活環境の確保や公共用水域の水質保全、雨水の排除による浸水被害の軽減のため欠くことのできない重要な都市基盤施設であるとともに、水環境の保全、水資源の再利用を踏まえた循環型社会の形成に大きな役割を担っています。登米市（以下「本市」という。）においても、昭和49年度より下水道整備を開始し、令和3年度末における汚水処理人口普及率は84.5%となっています。

しかしながら、人口減少や節水機器の普及による下水道使用料収入の減少、施設の老朽化による更新期の到来など、経営環境は厳しさを増しています。このような状況の中において、経営環境の変化に適切に対応し、下水道事業のあり方について常に検討を行うことが求められています。

国土交通省は、平成26年7月に「新下水道ビジョン」により、下水道事業の持続と進化、果たすべき使命を提示しました。また、総務省は、同年8月に「公営企業の経営に当たっての留意事項について」により、すべての公営企業に対して「経営戦略」の策定による経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を要請しています。

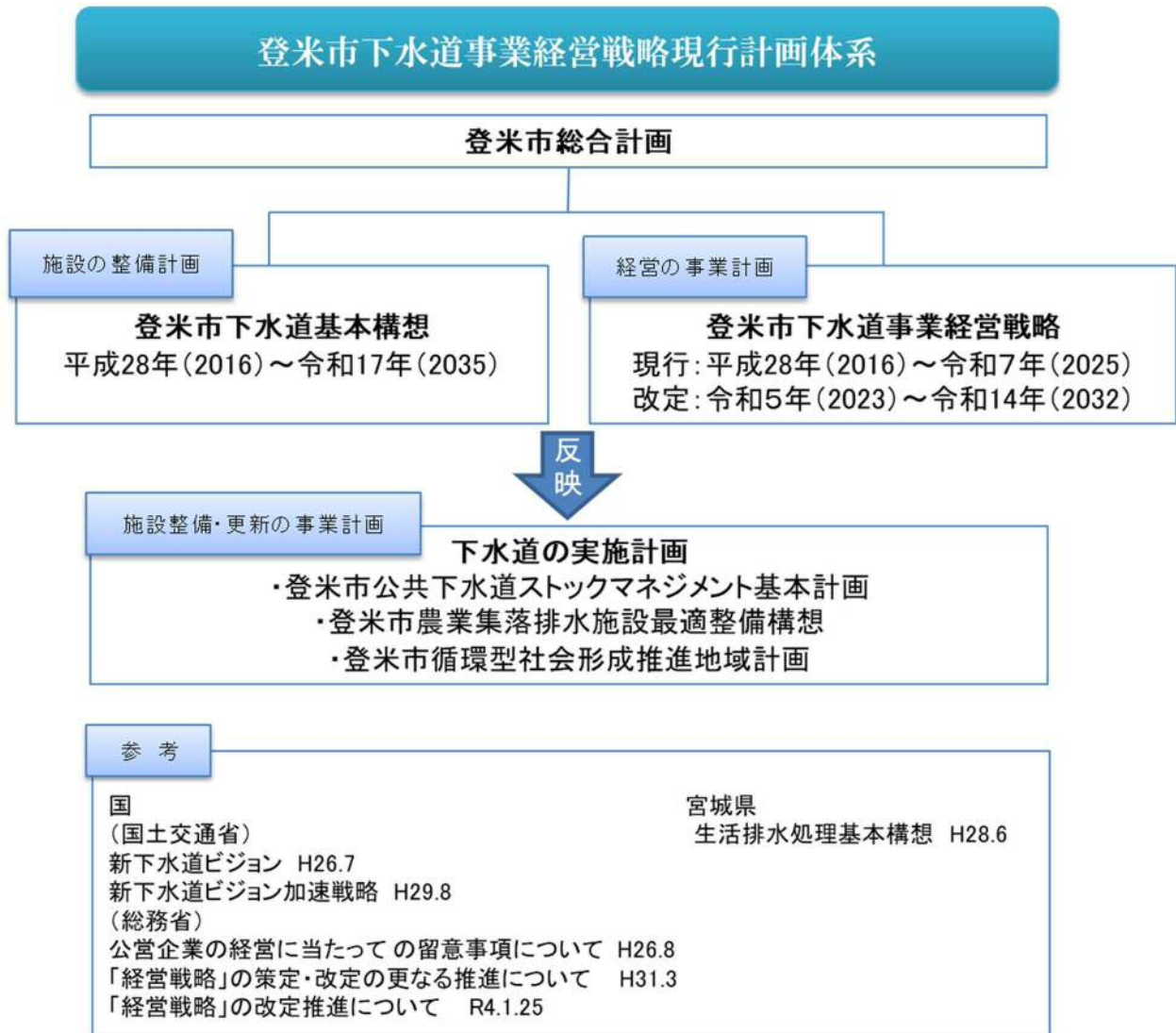
本市の下水道事業においては、平成29年3月に「登米市下水道事業経営戦略」（以下「本市経営戦略」という。）を策定し、令和2年4月1日に下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用し、公営企業会計により下水道経営に取り組んでいます。今般、社会情勢の変化や法適用後の実績などを踏まえ、経営戦略の見直しを行うものです。

1-2 位置づけ

本市経営戦略は、本市の下水道事業について、国の下水道ビジョン、宮城県の「生活排水処理基本構想」などと整合を図りながら、「登米市第2次総合計画」のもと、中長期的な事業運営の方針を示す経営の基本計画として位置づけ、下水道関連施策の方針を定めるものです。

なお、本市経営戦略は、総務省による「「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」（平成31年3月29日付け総財公第45号、総財営第34号、総財準第52号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）、「「経営戦略」の改定推進について」（令和4年1月25日付け総財公第6号、総財営第1号、総財準第2号、総務省自治財政局公営企業課長、同公営企業経営室長、同準公営企業室長通知）において策定を要請されている「経営戦略」として記載すべき内容を踏まえたものとなっています。

図 1-1 登米市における下水道事業経営戦略の位置づけ



1-3 計画期間

本市経営戦略における今回の改定の計画期間は、中長期の見通しを踏まえた10年間（令和5年度から令和14年度まで）とします。